

6 手 当 ・ 年 金

① 重 度 の 障 が い

(1) 特別障害者手当

◆ 対象者

20歳以上で身体障害者手帳におおむね1～2級程度の障がい重複しており、日常生活において常時特別な介護を必要とするかた

※身体障害者手帳を所持していなくても、同程度の障がいがあるかたは対象となります。

※施設に入所している場合、病院や診療所などに3か月以上継続して入院している場合、本人または配偶者、扶養義務者の前年の所得が限度額をこえている場合は対象になりません。

◆ 手当額 月額 26,830円（平成28年4月分から）

※年4回（2月、5月、8月、11月）に分けて支払われます。

◆ 必要書類

- ・世帯全員の住民票
- ・特別障害者手当用の診断書
- ・所得状況届
- ・障がい者本人の銀行通帳
- ・個人番号カード又は通知カード
- ・代理人の場合は、代理人の身元確認書類（個人番号カード、運転免許証等）
- ・年金を受給している場合、金額のわかるハガキなど
- ・収入のあるかた全員分の所得課税証明書
- ・申請書
- ・身体障害者手帳又は療育手帳（お持ちのかた）
- ・印鑑
- ・運転免許証等の身元確認書類

◆ お問合せ先

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664
e-mail ro-wfsc@city.akita.akita.jp

(2) 障害児福祉手当

◆ 対象者

20歳未満で、身体障害者手帳のおおむね1級か療育手帳のおおむねA程度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とするかた

※身体障害者手帳を所持していなくても、同程度の障がいがあるかたは対象となります。

※施設に入所している場合、本人または扶養義務者の前年の所得が限度額をこえている場合は対象になりません。

◆ 手当額

月額 14,600円（平成28年4月分から）

※年4回（2月、5月、8月、11月）に分けて支払われます。

◆ 必要書類

- ・世帯全員の住民票
- ・障害児福祉手当用の診断書
- ・所得状況届
- ・障がい児本人の銀行通帳
- ・収入のあるかた全員分の所得課税証明書
- ・申請書
- ・身体障害者手帳又は療育手帳（お持ちのかた）
- ・印鑑

- ・個人番号カード又は通知カード ・運転免許証等の身元確認書類
- ・代理人の場合は、代理人の身元確認書類（個人番号カード、運転免許証等）
- ・年金を受給している場合、金額のわかるハガキなど

◆ お問合せ先

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664
e-mail ro-wfsc@city.akita.akita.jp

② 父又は母と生計を共にしていない児童を養育

児童扶養手当

◆ 対象者

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていないか、父または母が重度の障がい（国民年金または厚生年金法1級相当）で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父か母、父母にかわってその児童を養育しているかたが対象です。また、児童が政令で定める程度の障がいの状態の場合は、20歳未満まで対象となります。

※次のような場合は児童扶養手当の受給対象にはなりません。

- ・申請者が婚姻、または事実上の婚姻関係にある場合
- ・児童が里子や児童福祉施設等に入所している場合

公的年金給付等を受給している方は、その月額が児童扶養手当の額よりも低い場合は、その差額分の手当を受給できます。

対象となる方は申請手続きが必要となりますので、詳しくはお問合せください。

◆ 児童扶養手当額

- ・児童1人のとき……………月額 **42,330円**（平成28年4月分から）
- ・児童2人のとき……………月額 **47,330円**（平成28年4月分から）
- ・児童3人以上のとき………3人目以降は1人につき**3,000円**を加算

※受給資格が認定されると、請求した日の属する月の翌月分から手当が支給されます。手当は、4月、8月、12月の年3回、請求者の希望した金融機関の口座に振り込まれます。

※受給資格者や同居している扶養義務者の前年分の所得が限度額を超えている場合は、手当の一部または全部が支給されません。

◆ 必要書類

- ・戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）

※申請者と児童が同じ戸籍の場合

- ・戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）（取得後1か月以内のもので離婚年月日が確認できるもの）

※申請者と児童が同じ戸籍でない場合

- ・申請者の戸籍謄本（取得後1か月以内のもの）
- ・児童の戸籍謄本（取得後1か月以内のもの）

- ・所得課税証明書（児童扶養手当用）※同居している扶養義務者はすべて必要
- ・年金手帳（住所、氏名など変更後のもの）
- ・預金通帳（申請者のもの）※キャッシュカードは不可

- ・健康保険証（申請者と児童のもの）
- ・印鑑（認印可）

◆ **お問合せ先**

子ども総務課 給付・支援担当
 TEL 888-5690 FAX 888-5688
 e-mail ro-chbs@city.akita.akita.jp

③ 障がいのある子どもを養育

特別児童扶養手当

◆ **対象者**

身体か知的に中程度以上の障がいがある20歳未満の子どもを扶養している父や母、または父母に代わって養育しているかた

※対象児童が身体障害者手帳や療育手帳を所持していなくても、同程度の障がいがあるかたは対象となります。

※対象児童が施設に入所している場合や、受給資格者や同居家族の前年の所得が限度額をこえている場合は対象になりません。

◆ **手当額**

- ・1級（重度障害児）月額 **51,500円**（平成28年4月分から）
 - ・2級（中度障害児）月額 **34,300円**（平成28年4月分から）
- ※年3回（4月、8月、11月）に分けて支払われます。

◆ **必要書類**

- ・世帯全員の戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）（取得後1か月以内のもの）
- ・世帯全員の住民票（取得後1か月以内のもの）
- ・収入のあるかた全員分の所得課税証明書
- ・特別児童扶養手当用認定診断書
- ・身体障害者手帳または療育手帳（お持ちのかた）
- ・印鑑
- ・個人番号カード又は通知カード
- ・運転免許証等の身元確認書類
- ・代理人の場合は、代理人の身元確認書類（個人番号カード、運転免許証等）
- ・申請書類

◆ **お問合せ先**

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664
 e-mail ro-wfsc@city.akita.akita.jp

④ 病気やけがなどで障がい

病気やけがなどのために障がいがあり、日常生活に著しい制限を受けるようになった場合、その障がいの程度等により障害年金が支給されます。

(1) 障害基礎年金

◆ 対象者

- ・20歳前に初診日がある病気やけがで障がいの状態になったかた（所得制限があります）
- ・国民年金の被保険者期間中および、60歳以上65歳未満（年金の繰上げ請求をしていないかた）の間に初診日がある病気やけがで障がいの状態になったかた（一定の保険料の納付期間が必要です）

◆ 年金額（28年度）

- ・1級……年額 975,125円 ▼2級……年額 780,100円
（年金の障害等級は、国民年金法施行令での等級となりますので、身体障害者手帳の等級と必ずしも一致はしません）

◆ 加算額（28年度）

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持している18歳到達年度の末日までにある子または障害等級が1、2級の障がいの状態にある20歳未満の子があるときは、次の表の額が加算されます。

1人目・2人目の子	1人につき年額 224,500円
3人目以降の子	// 74,800円

◆ お問い合わせ先

国保年金課 TEL 888-5633 FAX 888-5631
e-mail ro-ctnh@city.akita.akita.jp
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ct/np/nenkin.htm>

(2) 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者のかたについて、福祉的措置として創設されました。

◆ 対象者

国民年金に任意加入していなかった次の①または②のいずれかの期間に障がいを負った病気やけがの初診日があり、現在、障害基礎年金の1級および2級相当の障害の状態にあるかた（障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができるかたは対象になりません）

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金保険、共済組合等の加入者）の配偶者

◆ 支給額（28年度）

- ・1級……月額 51,450円 ・2級……月額 41,160円

◆ **お問合せ先**

国保年金課 TEL 888-5633 FAX 888-5631
e-mail ro-ctnh@city.akita.akita.jp
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ct/np/nenkin.htm>

(3) 障害厚生年金

◆ **対象の範囲**

- ・ 厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気やけがによる障がいがあるかた
- ・ 一定の保険料の納付済期間が必要です

◆ **年金額**

障がいの程度や被保険者期間などによって決定されます。

◆ **お問合せ先**

日本年金機構 秋田年金事務所 お客様相談室
TEL 865-2392 FAX 864-3929
<http://www.nenkin.go.jp>

※共済組合の加入中に初診日のあるかたは障害共済年金になりますので、各共済組合にお問合せください。

⑤ 交通事故で障がい

自動車事故対策機構では、①自動車事故により重度後遺障害者となられたかたへの「介護料の支給」および②自動車事故で保護者が死亡されたり、保護者が重度の後遺障害を残すこととなった子どもに対する「育成資金の貸付（無利子）」を行っております。

(1) 重度後遺障害者に介護料を支給

◆ **対象者**

自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態のかた（詳しい支給要件については自動車事故対策機構にお問合せください。）

◆ **介護料支給金額の範囲（月額）**

- ①常時の介護が必要なかたのうち、「重度後遺障害診断書」で、
症状が「最重度」とであると認められたかた 68,440円～136,880円
- ②上記①以外で常時の介護が必要なかた 58,570円～108,000円
- ③随時の介護が必要なかた 29,290円～54,000円

◆ **お問合せ先**

独立行政法人 自動車事故対策機構 秋田支所 TEL 863-5875
(秋田市八橋大畑二丁目12-53) FAX 863-5864
または、仙台主管支所：022-204-9902

※自賠償保険等による後遺障害等級認定は、身体障害者手帳による認定等級とは関係ありませんので、ご注意ください。

自動車事故対策機構のホームページもご覧ください。
<http://www.nasva.go.jp>

NASVA 交通事故被害者ホットラインのお知らせ
TEL 0570-000738
(土、日、祝日、年末年始を除く) 9:00~17:00
1 各種相談機関の窓口紹介
2 NASVAサービスの案内

(2) 育成資金の貸付

- ◆ **対象者**
自動車事故で、保護者が亡くなったり、重度の後遺障害者になったりしたために生活が困窮している家庭の中学生までの子ども
- ◆ **申込者**
その子を扶養している保護者
- ◆ **貸付額**
一時金 155,000円、月額10,000円または20,000円
小・中学校入学支度金(希望による) 44,000円
- ◆ **返済期間**
原則20年以内
- ◆ **お問合せ先**
独立行政法人 自動車事故対策機構 秋田支所 TEL 863-5875
(秋田市八橋大畑二丁目12-53) FAX 863-5864
または、仙台主管支所 022-204-9902

⑥ 障害者扶養共済制度

障がいのあるかたを扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡、重度障害)のことがあったとき、障がいのあるかたに終身一定額の年金を支給する制度です。(加入には要件があります。詳しくはお問合せください。)

- ◆ **お問合せ先**
障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664
e-mail ro-wfsc@city.akita.akita.jp